

指定管理者制度の導入及び移行に対する基本的な考え方

(令和6年4月1日最終改訂)

従来の「管理委託制度」により、その出資団体(外郭団体)等へ管理運営を委託している公の施設については、条例整備や指定管理者の指定等の諸準備を平成17年度中に終え、平成18年4月からは、「指定管理者制度」に移行しています。

「指定管理者制度」の導入施設の現状等については、以下のとおりであり、今後とも、以下に定める基本的な考え方により、同制度の適正な運用に努めるものとします。

1 公募により指定管理者を選定する施設

民間企業が既に事業展開しており、ノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、公募により指定管理者の選定を行う。

公募施設(R.6.4.1現在)

施設名	指定管理者の名称	指定期間
大野極楽寺公園・光明寺公園・木曾川沿川緑地(体育施設及び上下水道部所管施設を除く。)	一般財団法人公園財団	R.3.4.1
一宮市民会館・尾西市民会館・木曾川文化会館	JNP一宮パートナーズ	~R.8.3.31 (5年)
テニス場・温水プール・光明寺公園球技場	コナミスポーツ・近鉄ファシリティーズグループ	
アイプラザ一宮	JN共同事業体	R.5.4.1 ~R.8.3.31 (3年)
スポーツ文化センター	シンコースポーツ・新生ビルテクノグループ	R.4.4.1 ~R.9.3.31 (5年)
一宮地域文化広場・尾西文化広場	ハマダスポーツ企画株式会社	R.6.4.1 ~R.9.3.31 (3年)
エコハウス138・ゆうゆうのやかた	シンコースポーツ・愛知県ビルメン組合グループ	R.5.4.1 ~R.10.3.31 (5年)

総合体育館・尾西スポーツセンター・木曾川体育館・木曾川いきいきセンター・いちのみや中央プラザ体育館	ハマダスポーツ企画株式会社	R. 5. 4. 1 ～R. 10. 3. 31 (5年)
尾張一宮駅前ビル	トヨタエンタプライズ・アイシー共同事業体	R. 6. 4. 1 ～R. 11. 3. 31 (5年)

2 公募によらず指定管理者を選定する施設

施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況等を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められる施設については、従来の受託者を指定管理者として選定する。

① 外郭団体等を指定管理者としている施設

(R. 6. 4. 1 現在)

施設名	指定管理者の名称	指定期間
高齢者作業センター(2箇所)	公益社団法人一宮市シルバー人材センター	R. 3. 4. 1 ～R. 8. 3. 31 (5年)
高齢者生きがいセンター		
障害者福祉施設(はぎわら生活介護センターを除く。)(4箇所)	社会福祉法人一宮市社会福祉事業団	
チューリップ教室(心身障害児親子通園施設)		
いきいきセンター等(木曾川いきいきセンター・萩原いきいきセンターを除く。)(14箇所)		
つどいの里(5箇所)		
児童館(25館)		
社会福祉センターききょう会館	公益社団法人一宮市シルバー人材センター	R. 5. 4. 1 ～R. 8. 3. 31 (3年)

* 外郭団体について

市の外郭団体については、公の施設の管理運営に当たって、これまで高い専門性を発揮しつつ、行政機能を補完・代替する役割を果たしてきたところであるが、本市との関係において独占的・優位的な条件の下で業務を実施してきた中で、ともすれば市場原理が働きにくく、業務の改革への機運が弱くなりがちであるなどの問題点も指摘されている。

そのため、指定管理者制度導入を契機として、外郭団体ごとに自立的経営に向け

た抜本的な見直しに取り組み、できる限り公募制への移行を目指す。その結果、その役割を終えたと判断される場合は、解散などの措置を講ずる。

【指定管理者制度導入後、解散した外郭団体】

(R. 6. 4. 1 現在)

解散した外郭団体の名称	管理していた公の施設	解散期日
財団法人一宮市民会館管理公社	市民会館(2箇所)	H. 18. 4. 1
財団法人一宮スポーツ施設管理公社	テニスコート・温水プール・公園プール(5箇所)・光明寺公園球技場・市民開放プール(11箇所)	
財団法人一宮地域文化広場管理公社	一宮地域文化広場・尾西文化広場	H. 21. 4. 1
財団法人一宮市ききょう会館管理公社	働く婦人の家	H. 25. 4. 1

- ② 特定の団体が専門的なノウハウ等を有しており、他者の管理では、施設の目的や適正な運営を確保することが困難な施設

(R. 6. 4. 1 現在)

施設名	指定管理者の名称	指定期間
口腔衛生センター	一般社団法人一宮市歯科医師会	R. 3. 4. 1
はぎわら生活介護センター・萩原いきいきセンター	社会福祉法人コスモス福祉会	～R. 8. 3. 31 (5年)
萩の里特別養護老人ホーム	社会福祉法人愛知慈恵会	
市営住宅(7箇所)	愛知県住宅供給公社	R. 5. 4. 1 ～R. 8. 3. 31 (3年)

- ③ 施設の設置目的に照らし、施設管理者を特定することにより、本市施策の推進が図られると判断される施設

(R. 6. 4. 1 現在)

施設名	指定管理者の名称	指定期間
はとぼっぼ(心身障害児親子通園施設)	特定非営利活動法人一宮市肢体不自由児者父母の会	R. 3. 4. 1
ポプラ児童クラブ(障害児児童クラブ)		～R. 8. 3. 31 (5年)
けやき児童クラブ(障害児児童クラブ)	社会福祉法人一宮市社会福祉事業団	

- ④ 国営公園の中に設置した施設であり、国との関係から施設管理者を特定せざるを得

ないもの

(R. 6. 4. 1 現在)

施設名	指定管理者の名称	指定期間
ツインアーチ 138	一般財団法人公園財団	R. 2. 4. 1 ～R. 7. 3. 31 (5年)

なお、次のような場合においても、外郭団体などの特定の団体を指定管理者とする。

- ア 公募に対し申請する団体がいないとき。
- イ 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認めるとき。
- ウ 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- エ 指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。

3 新設する施設

新設する公の施設のうち直営によらない場合については、新設に合わせて指定管理者制度を導入することとし、導入に当たっては、できる限り公募により指定管理者の選定を行う。

4 直営施設

現在、市が直営で管理運営を行っている施設のうち、行政改革大綱の取組事項の中で民間委託を推進する施設及び民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、指定管理者制度の導入を図ることとし、導入に当たっては、できる限り公募により指定管理者の選定を行う。

5 指定管理者の募集方針

(1) 募集方針

- ① 指定管理者を導入する施設については、募集方針を策定することとし、その内容は、以下のとおりとする。

なお、指定管理者の指定期間が満了し、新たに指定管理者を指定する場合についても、同様に募集方針の策定を行うこととする。

- ア 指定管理者制度を導入する施設の名称及び位置
- イ 休館日、利用時間等管理の基準の具体的内容
- ウ 指定管理者が行う業務の範囲の具体的内容
- エ 指定管理者の指定期間
- オ 審査の方法、審査の基準及び配点等
- カ 基準価格(指定管理者へ支払うこととなる委託料の基準)

キ 選定委員会の設置要綱及び委員候補者

- ② 募集方針は、原則施設ごとに策定することとするが、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して募集方針を策定することができる。

(2) 指定期間

地方自治法第 244 条の 2 第 5 項の規定に基づく指定期間は、原則として 5 年以内とし、おおむね以下の基準により管理業務の内容を考慮して期間を設定するものとする。

- ① 主に建物施設の維持管理業務が主たる業務の施設 3 年以内
② 業務内容に一定の専門性が認められ、人材の育成確保に時日を要する施設 5 年以内

なお、5 年を超える指定は、その必要性、合理性等が明確な場合に限り、例外的に行うものとする。

(3) 審査基準

審査基準については、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(以下「条例」という。)第 4 条第 1 項に規定する選定基準に基づき、施設の性格や設置目的等を踏まえて設定すること。

(4) 審査方法

- ① 具体的な審査方法については、募集方針に定めるものとする。
② 標準的な審査方法を示すと、第 1 次審査として書類審査(資格審査)を行い、第 2 次審査として事業計画等について個別に提案を求め、その内容を審査する。
③ 施設の規模、業務の内容によっては第 1 次審査を区別せず、第 2 次審査と併せて実施することができるものとする。
④ 第 2 次審査に当たっては、原則として、施設の規模、業務の内容等を勘案し、個別ヒアリングを省略して提出された書類により内容を審査することができるものとする。

(5) 審査基準の配点

- ① 審査基準の配点については、基準の項目ごとにそれぞれ得点を配分するものとする。
② 得点の配分方式については、施設の性格や特性を踏まえて設定するものとする。
③ 審査基準の配点の考え方としては、以下の例が考えられるので、参考にすること。

例 1：傾斜配分方式

項 目	小 項 目	配点(100 点満点)
住民の平等な利用の確保 (条例第 4 条第 1 項第 1 号)		10

施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第1項第2号)		20
経費の節減 (条例第4条第1項第3号)		30
管理を安定して行う人的、財政的基礎 (条例第4条第1項第4号)		30
その他必要な事項 (条例第4条第1項第5号)		10

例2：均等配分方式

項 目	小 項 目	配点(100点満点)
住民の平等な利用の確保 (条例第4条第1項第1号)	10	20
	10	
施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第1項第2号)	10	20
	10	
経費の節減 (条例第4条第1項第3号)	10	20
	10	
管理を安定して行う人的、財政的基礎 (条例第4条第1項第4号)	10	20
	10	
その他必要な事項 (条例第4条第1項第5号)	10	20
	10	

(6) 基準価格

- ① 指定管理者へ管理の代行の役務の対価を支払う場合にあっては、当該支払金額について、あらかじめ上限額を設定し、評価の基準となる価格(以下「基準価格」という。)として設定すること。
 なお、基準価格の内容によっては、最低制限価格を設けるなど、各部において適宜判断を行うこと。
- ② 利用料金制を採用した場合等で、役務の対価が支払われないときは、基準価格を設定しないものであること。
- ③ 基準価格を設定した場合には、基準価格を超える提案価格があったものについては、第1次審査で失格となることに留意すること。
- ④ ①で定めた基準価格については、役務の提供を受けることに要する費用であるため、消費税及び地方消費税を加えた価格であること。

6 指定管理者の募集に関する事項

(1) 募集方法

- ① 指定管理者の募集については、条例第2条の規定により、公募が原則であること。
- ② 指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行うこと。ただし、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合には、一括して募集することができるものとする。
- ③ 指定管理者の募集は、募集要項を作成して行うこと。募集要項への記載事項は、施設の性格等を勘案して設定すること。
- ④ 指定管理者の募集に当たっては、あらかじめ公告するものとし、併せてその概要を市ホームページで公表する等の方法により周知を図ること。
- ⑤ 募集期間は、周知に十分な期間を確保する必要があることから、原則として1箇月程度とすること。再公募や緊急を要する場合等においても、少なくとも10日以上の期間を設けること。

(2) 応募者の資格要件

- ① 応募者の資格要件は、次の事項を参考に、各施設の性格、規模、機能等を勘案の上設定すること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の欠格条項)の規定に該当しないこと。
 - イ 市税等について滞納がないこと。
 - ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続を行っていないこと。
 - エ その他市長が必要と認める事項
- ② 施設によっては、警備や緊急時の対応のため市内に事業所を有することを資格条件とすることも考えられるが、所在地要件を設ける場合には、その理由を明らかにしておくこと。
- ③ 施設によっては、類似施設の運営実績を資格要件に盛り込むことも考えられるが、その設定に当たっては、いたずらに応募者が制限されることのないよう、②と同様に慎重に設定を行うこと。

7 指定管理者の選定に関する事項

(1) 指定管理者選定委員会

- ① 各部ごとに、指定管理者に応募したものの審査を行う選定委員会を設置する。
- ② 選定委員会は、次長相当職以上の市の職員を含めた5名以上の委員で組織する。
- ③ 選定委員会には、外部の有識者を2名程度加えることが望ましい。

(2) 選定の方法

- ① 選定の方法については、募集方針で定めた審査基準及び審査方法に基づき、選定

委員会の各委員が個別に審査し、採点する。

- ② 指定管理者の選定については、①の各委員の採点を合計した総合点が最も高いものを指定管理候補者として選定するものとする。
- ③ 指定管理候補者の選定結果については、応募者全員に選定結果を通知するとともに、市ホームページ等において情報公開に努めること。

8 指定管理者の指定に関する事項

(1) 指定管理者に係る議会の議決

指定管理候補者を選定したときは、次の事項について議会の議決を得るものとする。

- ① 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
- ② 指定管理者として指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地
- ③ 指定期間

(2) 指定管理者との協定の締結

- ① 議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者として指定するときは、条例第5条第1項の規定により、一宮市と指定管理者との間で協定を締結しなければならない。
- ② 協定で締結する内容は、条例第5条第2項に規定する内容とするが、具体的な内容は、施設の性格等を勘案して決定する。
- ③ 単年度ごとに実施する内容を具体的に協定で定める場合は、指定期間全体に関する協定(基本協定)と単年度ごとの詳細事項を定める協定(年度協定)の2段階に分けて締結することも可能とする。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定を行ったときは、条例第4条第2項の規定に基づき、遅滞なく告示を行うこと。